

長野県石油商業組合に対する聞き取りについて

1 日 時：令和 7 年 9 月 12 日（金）午前 9 時 55 分から午前 11 時 40 分まで

2 場 所：長野県中小企業団体中央会

3 参加者：長野県石油商業組合 平林専務理事、他 1 名
長野県中小企業団体中央会 井出専務理事、他 1 名
長野県 渡邊産業政策課長、団体・サービス産業振興係 小岩井、他 1 名

4 冒頭 県から石商に対して伝達した事項

- ・ かねてから伝えている対応を改めて伝達した上で、以下の対応を求めた。
 - ① 公取へ協力し、②説明責任を果たし、信頼回復をすること、③そしてそのためにも組織としてのガバナンス確立、コンプライアンス遵守が必要。これらが守られない限り、石商の組織の再生と SS 業界の健全な発展はない。
- ・ 現在の状況は県民が納得しているものではない。県民が納得できるよう、県民に向けて説明責任を果たすこと。
- ・ 支部において法令遵守がなされなかった状況。石商が適切な対応を講じるべきであったにもかかわらず、結果として看過してしまったことは、統括する立場として重く受け止めるべき。
- ・ これまでも、今後も、県は中央会と連携して指導していくが、真摯に対応いただきたい。

5 聞き取り内容

【北信支部からの連絡について（第三者委員会報告書（以下、「報告書」という）50P）】

〔県〕

- ・ 本部として、価格の連絡が北信支部からのみあり、他支部からないことについて、違和感を覚えなかったのか。

〔石商〕

- ・ 現地レベルでの価格に関する話には関与しておらず、把握していなかった。今振り返ると、ガバナンスが不十分であったと反省している。
- ・ 組織全体に対するガバナンスがより徹底されていれば、今回の事案を見抜けた可能性があり、その点について反省している。

〔県〕

- ・ 第三者委員会の報告内容に事実と異なる点があるのであれば、そうした部分は組合として説明責任を果たしていくべき。

〔石商〕

- ・ 本部は報告を受けただけで、各支部への確認は行っていなかった。
- ・ 我々も現地もカルテルに関する認識が十分でなく、当事者達もそれが悪いことだとは思わずに行っていた可能性がある。

【組織のトップとしてのコンプライアンス意識不足に係る認識について（報告書 55P）】

〔県〕

- ・ コンプライアンス意識の不足に対し、一組合員と組織のトップでは責任の重さが異なる。どのように認識しているのか。また、これまでの研修等の実施状況は。

〔石商〕

- ・ 理事会や各種委員会がしっかりと機能しなければ、物事が前に進まない。
- ・ これまで、理事会や部会等において、ガバナンス及びコンプライアンスに関する議論は行われていない。これらに関する研修や啓発活動についても、具体的な取組は実施されていない。

【コンプライアンス部門の設置について（報告書 62P）】

〔石商〕

- ・ コンプライアンス委員会の開催状況
7月：委員会を立ち上げ、外部人材を入れて活動していくことと、具体的な骨子を決定
8月：まず「コンプライアンス宣言」、次の段階として、「コンプライアンス遵守マニュアル」を策定することを決定
- ・ 同委員会の提案を受け、9月19日、組合として宣言・マニュアルについて機関決定を行い、翌20日より実行段階へ移行する。

< 9月20日～11月中旬 >

- ・ ホームページ上で「コンプライアンス宣言」を発信する予定。組合員に対しては、
 - ① コンプライアンス宣言
 - ② コンプライアンス遵守マニュアル
 - ③ カルテルに係る店舗用リーフレット（従業員休憩室掲出用）の3点セットを、9月20日より配布開始する予定。ただし、機関決定前の段階であるため、本日はお渡しできない。
- ・ 県下4～5か所でコンプライアンスに関する講演会を開催予定。遅くとも11月中旬までには全地区での開催を完了する予定。講師は、東京の弁護士に依頼済み。

< 9月24日～ >

- ・ これに先立ち、9月24日、指導者（支部長など）を対象としたコンプライアンス及びカルテルに関する研修会を実施する予定。
- ・ 来年初頭を目途に、コンプライアンス委員会を中心として、現地レベルでの状況把握を目的としたカルテル以外のコンプライアンス事項（例：ハラスメント等）に関するアンケート及びヒアリングの実施を予定。

< 来年4月頃 >

- ・ 来年4月頃には、何か問題が発生した際の相談窓口として機能し、啓発活動も展開できるような、浄化作用を持つ組織体制の構築を目指す。

- ・ コンプライアンス委員会は他の委員会より上部、最も重い位置付けとすることを考えている。
- ・ メンバーは約 25 名で構成されており、外部からは中央会の井出専務および県外の弁護士が参加。石商内部からは理事や一般組合員も加わっている。今後、外部人材の追加を含め、メンバー構成が変更となる可能性あり。
- ・ コンプライアンス委員会の名簿は提出したいと思うが、個人情報保護法の観点から、提供は困難である。

【組織体制について（報告書 61P）】

〔石商〕

- ・ 昨年 9 月の理事会において、令和 7 年度事業計画骨子として、組織改革、専務の後任を含む人事の刷新、委員会の見直しについて提案がなされた。今後、コンプライアンス委員会、理事会、総会にて、本件カルテルの組織としての責任を議論し、最終的に総代会、理事会にて人事の刷新を行う。

【議事録の作成・保存について（報告書 57P）】

〔石商〕

- ・ 理事会の議事録は従来より作成していた。現在、内容充実を図っている。その他、経営委員会ではこれまで議事録未作成だったが、今回を契機に、今後は全ての会議で議事録を作成するようにしている。なお、議事録は組合員であれば閲覧可能である。
- ・ 従来より、理事会の出席者全員に発言の機会を設けている。第三者委員会で指摘されているような状況ではない。

【19 日の理事会に諮る内容について】

〔県〕

- ・ 19 日の理事会に諮る内容（コンプライアンス宣言、マニュアル等）を事前に確認させていただきたい。

〔石商〕

- ・ 19 日の機関決定前であるため、県にはお渡しできない。

【公益通報窓口について（報告書 64P）】

〔県〕

- ・ 公益通報窓口の設置方法はいかに。また、公益通報者保護法ガイドラインに沿ったものか。
- ・ 窓口設置に関する情報や研修会等の取組について、組合員以外へどのように周知するのか。

〔石商〕

- ・ 担当弁護士は県外の弁護士に依頼済み。独占禁止法に詳しく、業界にも精通しているが、独占禁止法に関する問題にのみ対応するとの説明を受けている。
- ・ 公益通報窓口は、石商本体とは別に設けられて、ガイドラインが求める「不利益取扱いをしない」、「範囲外共有等の防止体制」などの要件は整っていると思われる。

〔石商〕

- ・ 今の段階では、組合員以外の方への情報発信は予定していない。

〔県〕

- ・ 公益通報窓口の設置や研修会などの取組については、県民への周知も必要と考える。

【外部理事の採用について（報告書 61P）】

〔石商〕

- ・ 現時点では未定。これから検討。

【組合内不祥事案への対応部門・手順の不存在について（報告書 57P）】

〔石商〕

- ・ 内部で不祥事が発生することを想定していなかったため、マニュアルのようなものは整備されていなかった。
- ・ 支部でハラスメント等の事案が発生した場合には、本部へ報告してもらい、本部から公益通報窓口へ通報するという体制を想定。組合員がコンプライアンスを含む各種相談を行えるような仕組みづくりを徹底していきたい。

【独禁法に抵触する行為の現状について（報告書 59P）】

〔石商〕

- ・ 組合としては、報告書で指摘されたような価格に関することは一切行っていない。

【県に対する事実と反する報告について（報告書 49P）】

〔県〕

- ・ 当該判断は、どのような意思決定プロセスを経て行われたのか。

〔石商〕

- ・ 県への2月28日の報告は、当初、県から2月17日に報告するよう指示があったことを受け、2月13日の正副理事支部長会において機関決定されたもの。

【県民への説明責任について】

〔県〕

- ・ 県民に対して、石商自らが積極的に発信を行うことを是非お願いしたい。過去の振り返りや、今後の方針・取組について、何らかの形で県民に伝えることが必要。

〔石商〕

- ・ 一つひとつ積み重ねながら、理解を得ていくほかに考えている。
- ・ これまでに起きた事案や対応内容について、県民に対して正確に説明し、謝罪すべき点は謝罪し、償うべき責任は果たした上で、同様の事態が二度と起こらないよう、その思いを直接伝える場を設けることが必要であるとする。

【その他、第三者委員会報告書で「確認できなかった」とされた点の確認】

報告書の記載	石商の見解
・ 価格連絡の開始時期 本連絡のきっかけや開始時期の特定はできなかったが、少なくとも数年ということはなく、長年の慣行があったことが窺われる。	承知していない。
・ 連絡内容の決定者（佐久支部及び上伊那支部） 本委員会の調査により断定することは困難であった。	承知していない。
・ 理事・支部長会における安値店舗に係る指示ないし指導について 利益確保に向けた安値店舗に対する働きかけの指示ないし指導までなされていたことは複数の委員の証言もあって否定できないものの、断定できるまでには至らなかった。	承知していない。
・ 佐久支部及び上伊那支部については、組合本部に対し定期的に連絡していたという事実は確認できなかった。	連絡の事実はない。
・ 組合本部において価格決定に関わったり、他の支部や組合員等に価格の連絡をするといった事実は確認できなかった。	関わっていない。
・ 価格連絡を受けての各店舗における価格設定 実際に連絡どおりの店頭表示価格となっていたかどうかについて判断することはできない。	見に行くことはない。